

全国都市緑化フェア in 京都丹波地域等連携協賛事業 実施要領

1 募集の概要

(1) 趣旨

地域や団体等が全国都市緑化フェア in 京都丹波（以下「フェア」という。）の開催期間に、イベント等の開催により、地域の活性化や関係人口の増加、フェアの機運醸成に取り組む場合、負担金により事業費の一部を支援します。

(2) 事業期間

令和8年7月1日（水）～令和8年11月30日（月）

(3) 対象団体等

行政区、住民自治組織、各種団体 等

(4) 対象事業

ア 令和8年7月1日（水）から令和8年11月30日（月）までの間に実施される事業等

※すでに着手された場合でも、フェアの開催期間中に継続的に活用が図られる制作物等（のぼり、花壇、チラシ等）については、一定の範囲内で支援を行う。

イ フェアとタイアップし、地域内でフェアの機運醸成と地域の活性化等に取り組むイベント等であって、町内外から幅広く受入れを行える体制等を構築しており、営利を目的としないもの。

(5) 対象外事業

ア 構成団体の構成員のみを対象とした活動を行う団体の事業

※事業や取組の中で、チラシ、ポスター、ホームページ等に「全国都市緑化フェア in 京都丹波」と明記すること、又は記念ロゴを表示することが条件となります。（負担金により制作する物品等には、「全国都市緑化フェア in 京都丹波」等を記載することが条件となる。）

イ 第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会が実施する「全国都市緑化フェア in 京都丹波にぎわい事業交付金」の採択を受けた事業

2 協賛金（負担金）の内容

協賛金（負担金）の交付額は、事業実施にかかる費用から参加費等の収入額を減じた額（1,000円未満は切捨て）とします。ただし、15万円を超えるときは15万円を限度とします。

ただし、町と実行委員会等を構築して実施する事業等で、大規模な集客を行う事業等については上限額を200万円とします。

※交付対象経費は、当該交付対象事業を実施するために直接必要となる経費で、交付を行うことが適当であると認められる経費です。

交付額 = 全体経費－〔対象外経費、参加費等収入額等〕 と 15万円を比較し、

低い方の額（※1,000円未満は切捨て）

◎交付対象経費の例（判断に迷う場合は、事前に御相談ください。）

講師等謝金	講師等への謝金
旅費	講師等の当日の交通費 事業実施に伴うスタッフの交通費
消耗品・材料費	消耗品類（単価3万円未満のもの）、材料費 会議用のお茶・水
賃借料	事業実施会場の設備使用料 道具・衣装等のレンタル費
委託料	会場設営、展示、撤去等の委託料
諸費	参加者募集のチラシ等作成経費や広告費 イベント保険料（掛捨てのものに限る。）

※交付対象外経費の例

レセプション、打上げなどのパーティー経費 会食・弁当類の飲食に関する経費 個人に還元する参加賞・賞金等（表彰状・楯を除く） 活動団体の経常的な運営費（人件費、電話代・ネット回線、光熱水費、）等

3 申請方法

申請は、1団体につき1事業とします。

（1）提出書類 下記の様式を作成し、京丹波町産業建設部土木建築課に提出してください。

- ① 交付申請書：第1号様式
- ② 事業計画書：別紙1
- ③ 事業収支予算書：別紙2
- ④ 添付書類：事業の内容が分かる資料

※募集要領及び申請様式は、御連絡いただければ、事務局から郵送またはメールで送付します。

（2）提出方法 上記申請書類各1通を郵送又は持参してください。

◇ 書類提出及び問合せ先

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

京丹波町役場 産業建設部土木建築課

TEL 0771-82-3806 FAX 0771-82-2700

E-mail: doboku10@town.kyotamba.lg.jp

4 審査及び通知

申請の内容を審査の上、予算の範囲内で交付額を通知します。

○審査については、以下の内容に関して行います。

- （1）要件を満たしているか

要領の(4)の条件を満たし、交付対象外事業に当たらない等。

(2) 実施体制の確保等

企画内容、運営体制、資金計画等が整い、実効性が担保されていること。

5 事業計画の変更等

○事業計画を変更する場合（中止を含む）は、必ず事前に相談の上、該当する書類を提出してください。

・変更届（第4号様式）

※原則、交付決定額の増額は認められません。

※届け出書は、郵送か持参又はメールのいずれかで提出してください。

6 実績報告等

事業終了後30日以内又は令和8年12月11日（金）のいずれか早い日までに実績報告書等を提出してください。

協賛金は、この実績報告の内容を審査し、精算額を確定した後の支払となります。

※本協賛金では、概算払は行っておりません。

(1) 提出書類

①実績報告書：第2号様式

②事業収支決算書：別紙3

③交付請求書：第3号様式

④事業の内容がわかる資料等

⑤その他参考資料（成果物、写真、当日資料、チラシ、新聞記事等）

(2) 提出方法

上記報告書類各1通を郵送（当日消印有効）、持参又はメールのいずれかで提出してください。なお、交付請求書は押印が必要です。郵送又は持参により提出してください。

7 交付額の確定

提出された実績報告書等を確認し、交付額が確定した場合は、確定通知書を送付します。

なお、実績報告書等を受理してから交付額の確定通知書の発出や振込みには一定の期間を要します。

8 注意事項

(1) 「全国都市緑化フェア in 京都丹波」の明記について

実績報告に、写真・その他参考資料として、「全国都市緑化フェア in 京都丹波」または全国都市緑化フェア in 京都丹波ロゴが明記されているものを添付してください。

(2) 書類の保存について

本事業は、町の会計監査等の対象となります。採択された事業に係る領収書等の証拠書類を整理し、かつ、これらの書類原本を翌年度（令和9年度）から1年間（令和10年3月末まで）保存してください。